平成２４年（フ）第１６０８号
愛知県津島市大字古川字上割602番地　Ｂｅｌｌ　Ｔｒｅｅｓ古川203号
債務者　齊藤　義博（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９３５号
名古屋市中村区烏森町７丁目261番地
債務者　金憲知こと　金泉　憲知
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市東本町１丁目23番地の７
債務者　田口伊知郎
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５７８号
兵庫県尼崎市立花町３丁目８番25号
債務者　菅原　洋子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目５番16号　アビタシオン武庫川101号
債務者　酒井　美和
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９４号
兵庫県尼崎市西川２丁目38番７号、前住所兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―306号
債務者　春井　康有
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市西川２丁目38番７号、前住所兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―306号
債務者　春井由理子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１１号
兵庫県西宮市安井町５番７―303号
債務者　木村　彰朗
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４９号
神戸市西区玉津町居住142番地の１　県住１―306号
債務者　石原　秀雄
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
神戸市西区櫨谷町谷口374番地
債務者　横山加津子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
兵庫県明石市大久保町大窪256番地の１　住野マンションＡ―２号
債務者　前田　哲男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
兵庫県明石市別所町２番23号　ＹＫハイツ別所町203号
債務者　椎崎　裕一
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番15―501号
債務者　松原　勝利
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４　県住１―806号
債務者　浦浪美枝子（旧姓瀧川）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番４―505号、前住所兵庫県明石市大明石町１丁目７番22号メゾン奥田204号
債務者　澤﨑　　条
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
兵庫県明石市貴崎５丁目１番20号　積貴荘
債務者　池島　徳雄
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市中央町９番16号
債務者　澤本冨士子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係